

## 日本学生支援機構「海外留学支援制度(協定派遣)」奨学金について

日本学生支援機構の給付型奨学金「海外留学支援制度(協定派遣)」への申請を希望する方は、以下の全ての項目を記入し、「交換留学願書」と共に提出してください。

### 記

#### 1. 募集対象時期

- ・ 令和7(2025)年3月中旬までに交換留学プログラムが開始される地域(中国、台湾、韓国、モンゴル、ベトナム、インドネシア、ドイツ、ロシア、ブルガリア、ハンガリー)
- ・ その他の地域(タイ、ミャンマー)については、派遣選考合格者を対象に、次年度(令和7(2025)年度)同奨学金の採択状況に応じて、別途連絡をします。

#### 2. 給付額

毎月6～8万円(給付型奨学金につき、返済の必要はありません)

※ 留学する地域により、毎月の支給額が変わります。詳細は、下記の日本学生支援機構HPをご確認ください。

[https://www.jasso.go.jp/ryugaku/scholarship\\_a/haken/index.html](https://www.jasso.go.jp/ryugaku/scholarship_a/haken/index.html)

#### 3. 給付者決定要件

令和6(2024)年度派遣交換留学選考合格者のうち、本申請書の提出があった者のなかから、下記に基づき受給者を決定します。

なお、各地域(甲、乙、丙)により給付人数に上限があります。また、最終的な給付者の決定は日本学生支援機構の決定に基づき行われ、国士舘大学内で給付候補者に選抜されたとしても、本奨学金の支給を約束するものではありません。

- (1) 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者
- (2) 学生交流に関する協定等に基づき、派遣先大学等が受入を許可する者
- (3) 経済的理由により自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者
- (4) 派遣プログラム参加にあたり、必要な査証を確実に取得し得る者
- (5) 派遣プログラム終了後、在籍大学等に戻り学業を継続し、在籍大学等の学位を取得する者又は卒業する者
- (6) 学業成績が優秀で、人物等に優れている者
- (7) 派遣プログラム参加のために本制度以外の奨学金等を受ける場合、その支給月額の合計額が、本制度による奨学金月額を超えない者
- (8) 外務省の「海外安全ホームページ」上の「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域以外に派遣される者

以上

年 月 日

国際交流センター長 殿

## 日本学生支援機構「海外留学支援制度(協定派遣)」奨学金申請書

所 属	学部 専攻	学科 学年
学 生 氏 名		㊟
学 籍 番 号		
保証人氏名		㊟

私は、下記理由により、保証人連署をもって日本学生支援機構「海外留学支援制度(協定派遣)」奨学金を申請いたします。

理由：

国際交流センター処理欄